

○深川市除排雪オペレーター養成事業助成要綱

令和元年11月12日

訓令第49号

(目的)

第1条 この要綱は、本市市道の万全な除排雪体制を維持するため、市道除排雪を委託する深川維持事業協同組合（以下「組合」という。）が、除排雪作業に従事するオペレーターの養成と継続的な確保に取り組む場合、本市がそのために必要な費用を一部助成する手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 組合を構成する事業者
- (2) 普通免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する普通自動車免許
- (3) 大型免許 法第84条第3項に規定する大型自動車免許
- (4) 大型特殊免許 法第84条第3項に規定する大型特殊自動車免許
- (5) 技能講習 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18の31に規定する車両系建設機械（整地、運搬、積込用及び掘削）運転技能講習
- (6) 助成要件従業員 除排雪作業に必要な資格を取得するための費用を助成対象にできる従業員

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、事業者とする。

(助成要件従業員)

第4条 助成要件従業員は、次の各号のいずれにも該当する従業員とする。

- (1) 事業者と期間の定めのない労働契約を締結し雇用されている者
- (2) 助成金の申請日現在、年齢が50歳以下の者
- (3) 普通免許を取得していた者

(助成対象費用)

第5条 助成金の助成対象費用は、次の各号に規定する費用とする。ただし、第3号の費用のみの場合を除く。

- (1) 助成要件従業員が、大型免許を取得するために教習所等に支払った費用のうち、事業者が負担した額
- (2) 助成要件従業員が、大型特殊免許を取得するために教習所等に支払った費用のうち、事業者が負担した額
- (3) 助成要件従業員が、技能講習を受講するために教習所等に支払った費用のうち、事業者が負担した額

2 同一の助成要件従業員が同一の資格を取得するための費用に対する助成は1回限りとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、前条に規定する助成対象費用の2分の1以内とし、次に掲げる金額を上限とする。

- (1) 大型免許の取得に対する助成 助成要件従業員一人につき7万円
- (2) 大型特殊免許の取得に対する助成 助成要件従業員一人につき2万円
- (3) 技能講習の受講に対する助成 助成要件従業員一人につき1万円

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成要件従業員が資格を取得した年度の3月31日までに、組合を通じて深川市除排雪オペレーター養成事業助成金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成要件従業員の健康保険証等の写し
- (2) 運転免許経歴証明書の写し
- (3) 技能講習修了証の写し
- (4) 助成要件従業員が資格を取得するために教習所等に支払った金額が確認できる書類の写し
- (5) 事業者負担額、支出先及び支出時期が確認できる書類の写し

(令2訓令12・一部改正)

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、深川市除排雪オペレーター養成事業助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第9条 事業者は、交付決定の通知を受けてから30日以内又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに深川市除排雪オペレーター養成事業助成金請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は事業者から前項に規定する請求があったときは、助成金の額と交付予定日を深川市除排雪オペレーター養成事業助成金振込通知書(別記様式第4号)により通知し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金の交付の条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したとき、又は補助金を返還させるときは、深川市除排雪オペレーター養成事業助成金交付決定取消通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

附 則(令和2年3月18日訓令第12号)

この訓令は、令和2年3月18日から施行し、改正後の深川市除排雪オペレーター養成事業助成要綱の規定は令和2年2月28日から適用する。

別記様式第1号（第7条関係）

深川市除排雪オペレーター養成事業助成金交付申請書

年 月 日

深川市長 様

申請者（事業者）所在地 _____

事業者名 _____ ㊞

代表者職名及び氏名 _____

連絡先(電話番号) _____

深川市除排雪オペレーター養成事業助成要綱第7条の規定により助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | | | |
|---------|-------------|-------------|-----------|
| 氏 名 | | 生 年 月 日 | . . 生(歳) |
| 資 格 名 | 大型一種運転免許 | 受 講 先 | |
| 入 校 日 | | 資 格 取 得 日 | |
| 教 習 料 等 | | 事 業 者 負 担 額 | |
| 資 格 名 | 大型特殊運転免許 | 受 講 先 | |
| 入 校 日 | | 資 格 取 得 日 | |
| 教 習 料 等 | | 事 業 者 負 担 額 | |
| 資 格 名 | 車両系建設機械技能講習 | 受 講 先 | |
| 入 校 日 | | 資 格 取 得 日 | |
| 教 習 料 等 | | 事 業 者 負 担 額 | |
| 助成履歴の有無 | 有り(年度)・無し | 既助成額 | 円 |
| 備考欄 | | | |

添付書類

- 1 資格を取得した従業員の健康保険証等の写し
- 2 運転免許経歴証明書の写し
- 3 技能講習修了証の写し
- 4 従業員が資格を取得するために教習所等に支払った料金が確認できる書類の写し
- 5 事業者負担額とその支出先、支出時期が確認できる書類の写し

別記様式第2号（第8条関係）

深川市除排雪オペレーター養成事業助成金交付決定通知書

年 月 日

申請者（事業者）所在地
事業者名
代表者職名及び氏名

深川市長 山下 貴史 ㊟

年 月 日申請のあった深川市除排雪オペレーター養成事業助成金について次のとおり決定したので通知する。

記

- 資格取得者氏名
- 取得した資格の種類
- 助成金の額等

| 教習所等に支払った料金等 | 事業者負担額 | 助成金の額 |
|--------------|--------|-------|
| 円 | 円 | 円 |

4 助成金の交付の条件

事業者は、交付決定の通知を受けてから30日以内または交付決定を受けた年度の3月31日のうち早く到来する日までに請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

5 交付決定の取り消し等

市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、または既に交付した助成金の一部または全部を返還させることができる。

- 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 助成金の交付の条件に違反したとき

別記様式第3号（第9条関係）

深川市除排雪オペレーター養成事業助成金請求書

年 月 日

深川市長 様

請求者（事業者）所在地 _____

事業者名 _____ ④

代表者職名及び氏名 _____

連絡先(電話番号) _____

深川市除排雪オペレーター養成事業助成要綱第9条の規定により助成金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

| | | | |
|------------------------|------|---------|------------|
| 資格取得者氏名 | | 生 年 月 日 | . . 生(歳) |
| 振 込 先 (事 業 者 名 義) | 銀行 | 支店 | 口座 フリガナ |
| | 口座名義 | | |

別記様式第4号（第9条第2項関係）

深川市除排雪オペレーター養成事業助成金の振り込み通知書

年 月 日

請求者（事業者）所在地
事業者名
代表者職名及び氏名

深川市長 山下 貴史 ㊟

年 月 日請求のあった深川市除排雪オペレーター養成事業助成金を次のとおり口座振り込みするので通知する。

記

1 交付金額 _____ 円

2 口座振り込み日（予定） _____ 年 月 日

※口座振り込み日は2～3日前後することがあります。

3 振り込み先 _____ 銀行 _____ 支店

別記様式第5号（第10条関係）

深川市除排雪オペレーター養成事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日

申請者（事業者）所在地
事業者名
代表者職名及び氏名

深川市長 山下 貴史 ㊤

年 月 日付交付決定のあった深川市除排雪オペレーター養成事業助成金について次のとおり取り消したので通知する。

記

- 取り消しの理由 深川市除排雪オペレーター養成事業助成要綱第10条第1項第 号に該当した。
- 助成金の返還の有無 無し ・ 有り（ _____ 円）
- 助成金の返還の方法 別紙納付書により納付書に記載された場所と納期限を順守して納付してください。

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号（第8条関係）

別記様式第3号（第9条関係）

別記様式第4号（第9条第2項関係）

別記様式第5号（第10条関係）